

川崎市立川崎病院難病医療支援病院運営委員会設置要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は川崎市立川崎病院難病医療支援病院運営委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営等に関して、必要な事項を定める。

（設置）

第 2 条 川崎市立川崎病院が神奈川県難病医療提供ネットワーク事業実施要綱に基づき、神奈川県難病医療支援病院として指定されたことに伴い、神奈川県難病医療提供ネットワーク事業実施要領に定められた指定要件の充足の確認、及びかながわ難病情報連携センターや難病対策地域協議会等との難病医療提供に係る連携構築のため、委員会を設置する。

（所掌事務等）

第 3 条 委員会は、次の事項を所掌する。

- （１）神奈川県難病医療支援病院の指定要件の充足状況の確認に関すること。
- （２）難病医療提供に係る連携構築に関すること。
- （３）その他、委員会が必要と認めた川崎市立川崎病院の難病医療提供に係る連携に関すること。

(組織)

第4条 委員会は委員長、副委員長、委員（以下「委員長等」という。）をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、病院長が任命する。

3 委員は委員長の指名に基づき、病院長が任命する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員長等の任期)

第5条 委員長等の任期は、任命された日から1年間とする。ただし、後任の委員長等が任命されるまでの間は、引き続き委員長等としての職務を遂行する。

2 補欠の委員長等の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員長等の再任は、妨げない。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会は、必要に応じて委員長が副委員長及び委員を招集し開催する。

3 委員会は、委員長等の過半数の出席をもって成立する。

4 委員会の議事は、出席委員長等の総意をもって決するものとする。

(関係者の出席)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、委員長は関係者

の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(小委員会等の設置)

第8条 委員会には、必要な事項を調査検討等するため、小委員会等を設置することができる。

2 小委員会等の構成員は、委員の中から委員長が指名する。

3 小委員会等は、必要に応じて委員長が招集する。

4 小委員会等で調査検討等した事項は、委員会に報告する。

5 小委員会等において必要があるときは、委員長は関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(病院長からの指示等)

第9条 委員長は、病院長からの諮問事項等についての調査審議結果を病院長に報告し、その指示等を仰ぐものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、患者総合サポートセンターにおいて処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。